

平成28年4月1日から 肝臓機能障害の認定基準が変わります。

認定基準の見直しの概要

〔認定対象の拡大〕

○ チャイルド・ピュー分類C → 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

○ 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

認定された場合も、再認定が必要となる場合があります。

※**なお、今回の見直しについては、平成28年4月以降に作成された診断書・意見書について適用となります。**

平成28年3月31日までに作成され、4月以降に提出された診断書・意見書については従前どおりの認定基準が適用されます。

詳細については主治医へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

島根県立心と体の相談センター 地域支援課

電話番号 0852-32-5905

島根県HPトップページ → 医療・福祉 → 福祉 → 障がい者福祉 → 身体障がい者福祉
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/sintai_syougaisya/